

計画等の案の概要

名称	伊豆の国市屋外広告物条例に規定する規制区域の指定							
担当課	都市計画課							
1 趣旨	<p>奈古谷・大仙・長崎地区は、県道函南停車場反射炉線及び市道葦 1-2 号線沿いを中心に集落を形成していますが、大部分を農用区域内農地（青地）が占め、全面に広がる優良な農地と、富士山を望む良好な景観を形成しています。</p> <p>近年、伊豆縦貫自動車道等が整備され、交通の便が良くなったことにより、通勤・業務・観光等の車輛の往来が増加しており、今後、沿道を中心に宣伝用等の屋外広告物の掲出増加が見込まれます。このため、良好な景観の形成等を図るため、同地区の一部を伊豆の国市屋外広告物条例に基づく屋外広告物の掲出規制の対象区域に指定するものです。</p>							
2 骨子	<p>(1)新たに指定の対象となる区域並びに規制地域区分 現行の規制区域は別図 1、指定区域（案）は別図 2 を参照してください。 【指定する道路、区間及び区域】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>指定する区間</th> <th>指定する区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県道函南停車場反射炉線</td> <td>函南町との市境から伊豆の国市道葦 2-11 号線との交差点※までの区間</td> <td>左記に指定する区間の道路から 900 メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※セブンイレブン伊豆の国四日町北店北側交差点</p> <p>【規制地域の区分】 普通規制地域（第 1 種普通規制地域）</p> <p>(2)規制内容 指定した区域は普通規制地域として、新規又は変更、更新により屋外広告物（自家広告物・案内図板・一般広告物）を表示・設置しようとする者は、市長の</p>		路線名	指定する区間	指定する区域	県道函南停車場反射炉線	函南町との市境から伊豆の国市道葦 2-11 号線との交差点※までの区間	左記に指定する区間の道路から 900 メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く）
路線名	指定する区間	指定する区域						
県道函南停車場反射炉線	函南町との市境から伊豆の国市道葦 2-11 号線との交差点※までの区間	左記に指定する区間の道路から 900 メートルの等距離線の範囲内の地域（用途地域の区域を除く）						

許可を受けなければならず、その屋外広告物については、形状、材質、意匠、色彩等に関して規則で定める基準に適合しなければなりません。

なお、既存の屋外広告物については、経過措置により、原状のまま3年間は引き続き表示・設置をすることができます。

3 規制区域指定施行予定日 令和6年4月1日